2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
12	1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人 1,266 単位					1,266	1回につき
12	1112	訪問入浴・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,139	
12	1121	訪問入浴・職員のみ					介護職員3人の場合 × 95%		1,203	
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,083	
12	1141	訪問入浴・業未				業務継続計画未策定減算 1% 減算			1,253	
12	1142	訪問入浴・業未・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,128	
12	1143	訪問入浴・業未・職員のみ					介護職員3人の場合 × 95%		1,190	
12	1144	訪問入浴・業未・職員のみ・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,071	
12	1131	訪問入浴・虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算 1% 減算				1,253	
12	1132	訪問入浴・虐防・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,128	
12	1133	訪問入浴・虐防・職員のみ					介護職員3人の場合 × 95%		1,190	
12	1134	訪問入浴・虐防・職員のみ・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,071	
12	1145	訪問入浴・虐防・業未				業務継続計画未策定減算 1% 減算			1,240	
12	1146	訪問入浴・虐防・業未・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,116	
12	1147	訪問入浴・虐防・業未・職員のみ					介護職員3人の場合 × 95%		1,178	
12	1148	訪問入浴・虐防・業未・職員のみ・部分浴						清拭又は部分浴のとき × 90%	1,060	
12	4111	訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき
12	4112	訪問入浴同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算		
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算					所定単位数の 15% 加算		1回につき
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算		
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算		
12	4113	訪問入浴初回加算	ロ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき
12	6133	訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)				3 単位加算	3	1日につき
12	6134	訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)				4 単位加算	4	
12	4000	訪問入浴看取り連携体制加算	ニ 看取り連携体制加算(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り)					64 単位加算	64	1回につき
12	6099	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ	ホ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				44 単位加算	44	
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				36 単位加算	36	
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				12 単位加算	12	
12	6106	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ				所定単位× 122/1000 加算		1月につき
12	6183	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ2		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ				所定単位× 133/1000 加算		
12	6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ1		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ				所定単位× 116/1000 加算		
12	6184	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ2		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ				所定単位× 127/1000 加算		
12	6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位× 101/1000 加算		
12	6380	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位× 85/1000 加算		